平成 26 年 11 月

選挙運動に関する
ルール

和歌山県選挙管理委員会

電話　県庁代表　０７３－４３２－４１１１
直通　０７３－４４１－３７８５

海草分局　０７３－４４１－３４７７
伊都分局　０７３６－３３－４９０４
日高分局　０７３８－２４－２９０４
東牟婁分局０７３５－２１－９６０６
那賀分局　０７３６－６１－０００５
有田分局　０７３７－６４－１２５５
西牟婁分局０７３９－２６－７９６１

目　　次

（１）選挙運動・・・１
・選挙運動の定義
・政治活動との違い
（２）選挙運動期間・・・１
・選挙運動ができる期間
・事前運動とみなされない行為
・事前運動にあたるとして禁止されるもの
（３）候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の制限・・・・・・・・・・・・・３
・制限の内容
・掲示できるもの
（４）あいさつ状の禁止・・４
（５）あいさつを目的とする有料広告の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（６）選挙終了後のあいさつ行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（７）寄附の禁止・・６
①公職の候補者等
②後援団体
（８）選挙事務所・・７
（９）選挙運動が禁止、制限される者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（10）禁止される選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
①個別訪問
②飲食物の提供
③署名運動
④人気投票の公表
⑤気勢を張る行為
⑥連呼行為
（11）文書図画による選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
①頒布できるもの
・選挙運動用通常葉書
・選挙運動用ビラ
・パンフレット又は書籍
②掲示できるもの
（12）言論による選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
①個人演説会
②街頭演説
（13）インターネットを利用した選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（１）選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされています。

(1) 選挙が特定していること（ 必ずしも告示されていることは必要でない。） 。
(2) 特定の候補者（１人とは限らない。）の当選を図るためにするものであること。
(3) 選挙人（ いわゆる有権者） に対して働きかける行為であること。

したがって、上記の三要素を含まない立候補の準備行為その他の政治活動、経済活動、社会的行為等は、選挙運動と区別されるものです。

しかしながら、これらの行為に名を借りて実態上選挙運動が行われる例も少なくありません。そこで、ある行為が選挙運動に当たるかどうかは、その行為の名目に着目するだけでなく、その行為の時期、場所、方法、内容等諸般の事情を具体的に考慮し、判断しなければなりません。

Q 政治活動と選挙運動の違いとは。
A 選挙運動は、特定の選挙につき特定の候補者を当選させることを目的とした行為であり、政治活動は、政党その他の政治団体がその政策の普及宣伝党勢拡張、政治啓発などを行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為でないものをいう。

（２）選挙運動期間

選挙運動ができる期間は、立候補届が受理されたときから投票日前日の午後１２時までです。始期より前の運動は事前運動として禁止されます。

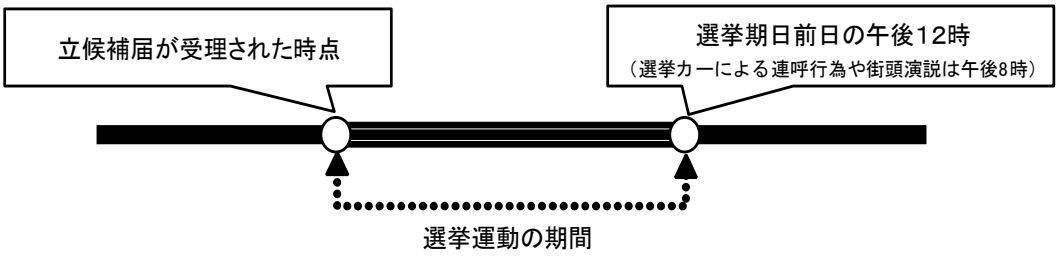

選挙に関係があっても選挙運動にわたらない準備行為は禁止されていません。

事前運動とみなされない行為の例

・政党の公認を求める行為
・選挙事務所借入の内交渉
・立看板、ポスター、選挙公報の文案を作成する行為
・政治上の主義、施策の宣伝普及のための講演会等で、選挙運動にわたらないもの。

事前運動にあたるとして禁止されるもの

Q 告示前何ヶ月ぐらいから事前運動が禁止されますか。
A 告示前であれば、時期のいかんを問わず選挙運動は禁止されます。

Q 立候補を予定されている者が、選挙を見越して各種のあいさつ状を郵送し、又は新聞紙上に広告する行為は事前運動となりますか。
A 時期、方法、内容、数量等、態様のいかんによっては事前運動となります。

Q 選挙を見越して後援会加入文書に本人の写真、経歴を掲げ、政治家として大成させてもらいたい等と依頼することは事前運動となりますか。
A 時期、方法、内容、数量等、態様のいかんによっては事前運動となります。

Q 現職の議員が議会報告を主題とする演説会をおこなうことは、事前運動となりますか。
A 内容、方法、時期ともに一般的に政治活動と認められない場合は事前運動となります。

Q 立候補を予定している会社社長が、営業広告に名を借りて、社長甲山乙男と新聞に掲載することは事前運動となりますか。
A ことさらに氏名が掲載されていると認められる場合は、一般的には事前運動となるものと考えられます。

Q 選挙期日の告示前に労働組合または業界団体の会合で、単に内部的に特定の候補者に投票するよう呼びかける行為は問題となりますか。
A 単なる内部的な行為であっても、投票依頼にわたる場合は禁止されます。

（３）候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の制限

公職にあるもの、公職の候補者及びなろうとするものが政治活動のために使用する「公職の候補者等の氏名又はこれらの人の氏名が類推されるような事項を表示している文書図画」及び後援団体が政治活動のために使用する「後援団体の名称を表示している文書図画」は掲示を制限されています。

掲示できる文書図画は

○立て札又は看板の類

候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において掲示されるもの（各事務所ごとに2枚）

※掲示できる総数は、候補者1人又は、同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて次のとおりです。また、大きさは縦150cm、横40cm以内で選挙管理委員会から交付された証票を貼らなければなりません。

選挙の種類	公職の候補者等	後援団体
衆議院（小選挙区）議員	10	15
参議院（小選挙区）議員	12	18
知事	12	18
県議会議員	6	6
市長・市議会議員	6	6
町村長・町村議会議員	4	4

○ポスター

表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載したもの

ただし、以下のものは禁止されます。

・ベニヤ板、プラスチック板等を用いて掲示するもの（裏打ちポスター）
・各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定の期間、当該選挙区内で掲示すること

政治活動用ポスターの掲示が規制される期間

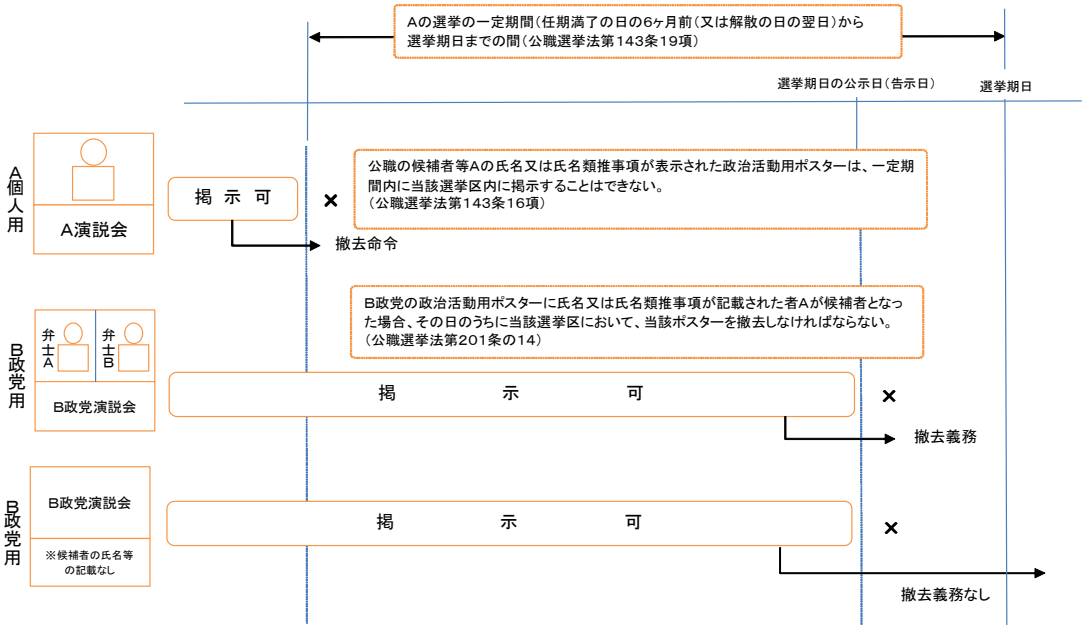

（４）あいさつ状の禁止

公職の候補者等は、選挙区内の者に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

Ｑ 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状には、どのようなものがありますか。

Ａ 「喪中につき年賀のあいさつ失礼します」なる欠礼のはがきやクリスマスカードやＦＡＸにより送る時候のあいさつ状などがあります。
なお、弔電や祝電は禁止されるあいさつ状には含まれません。

（５）あいさつを目的とする有料広告の禁止

公職の候補者等及び後援団体は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、有料で、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すことは禁止されています。

なお、政策広告はあいさつを目的とする有料広告に該当しないため、禁止されていません。

Ｑ 禁止されるあいさつの内容はどのようなものがありますか。

Ａ 年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもの及び、慶弔、激励、感謝その他これらに類するものとされています。
これらに類するものは、各種の大会に係る祝いや地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の結成２０周年にあたりこれまでの支持に対する感謝のあいさつ、災害見舞い等が考えられます。

Ｑ 政策広告は禁止されますか。

Ａ 政策広告は一般的にはあいさつを目的とする有料広告には該当しません。

Ｑ 選挙区内にある者に対する政策広告の中にあいさつ文を入れると禁止規定に該当しますか。

Ａ 政策広告の中に「あいさつ」を入れた場合、このことにより全体としてみて、主としてあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合には、主としてあいさつを目的とする有料広告として規制されることになります。
※具体的に当該広告が、主としてあいさつを目的とした広告なのか、政策広告なのかは広告を全体としてみて判断すべきものとなります。
詳細は選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

Q 公職の候補者等の親族が死亡した場合、選挙区内の人に対する死亡広告や会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載させることはできますか。

A 単に事実を通知する死亡広告は差し支えありませんが、会葬御礼の広告は、あいさつを目的とする広告にあたり規制されます。

○会葬御礼広告として禁止される例

故××××の告別式に際しましてはご多用中にかかわらず
遠路わざわざご会葬を賜り誠にありがとうございました
ここにご厚情を感謝し謹んで御礼申し上げます
平成△年△月△日　　喪主　○○○○、親戚一同

○死亡広告として許される例

××××が平成△年△月△日逝去いたしました
ここに生前のご厚情を感謝し謹んでご通知申し上げます
平成×年×月×日　　喪主　○○○○、親戚一同

（6）選挙終了後のあいさつ行為

選挙に関連して行われるときには、多くの費用を要したり、事後買収となるおそれもあるので、当選又は落選のあいさつをする目的で、次のようなことをすることは禁止されます。無投票の場合も同じです。

○禁止されるあいさつ行為の例

・選挙人に対して、戸別訪問すること
・当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって文書図画を頒布または掲示すること（自筆の信書及び答礼の信書などを除く）
・新聞紙又は雑誌を利用すること
（新聞紙等が当選人の抱負等を記事として掲載することは差し支えない）
・放送設備を利用して放送すること
放送設備とは、ラジオ、テレビはもちろん、広告放送等の有線電気通信設備も含まれるものであり、これらの使用は、一切禁止される。
・当選祝賀会その他の集会を開催すること
・自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等、気勢を張る行為をすること
・当選したお礼に、当選人の氏名や政治団体の名称を言い歩くこと

○禁止されないあいさつ行為

・自筆の信書、祝辞・見舞い等の答礼のためにする信書
・インターネット上で行うあいさつ行為

（７）寄附の禁止

①公職の候補者等

公職の候補者等は、選挙区内にある者に対し寄附をすることは、以下の３つの例外を除き、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。

寄附禁止の例外

・政党その他の政治団体若しくはその支部に対してする場合
・当該公職の候補者等の親族に対してする場合
・政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償としてする場合
（例外とならない期間あり）

寄附禁止の具体例

・お歳暮、結婚祝、お祭り等の寄附、餞別等従来から慣行として行われているようなものであっても、寄附禁止に該当します。
・団体への賛助会員費を出すことは、賛助会員制度の実態によっては、その団体の会員としての債務の履行ではなく、禁止された寄附にあたるおそれがあります。
・葬儀の際、僧侶等に対してお布施を出すことは、役務の提供に対する債務の履行と認められる限り、寄附には当たりません。

また、以下の行為も禁止されます。

・公職の候補者等以外の者が公職の候補者等の名義で選挙区内の者に寄附すること
・公職の候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘、要求すること

②後援団体

後援団体は、選挙区内にある者に対し寄附をすることは、以下の３つの例外を除き、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。

寄附禁止の例外

・政党その他の政治団体若しくはその支部に対してする場合
・当該公職の候補者等に対してする場合
・その団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合
なお、設立目的により行う行事又は事業に関し、寄附する場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するものとしてされるもの及び選挙前一定期間（任期満了選挙の場合、任期満了９０日前から選挙期日までの間）にされるものは禁止されている。

Ｑ 後援会が旅行などをおこなうことはできますか。
Ａ 旅行が、その団体の設立目的による行事と認められ、かつ、選挙直前の一定期間でなければ、禁止の例外とされています。ただし、内容が饗応接待にあたる場合はもちろん、旅行の態様によっては法に抵触するおそれがあります。
※饗（供）応接待とは、酒食の供与、観劇鑑賞、温泉への招待等で相手方に慰安快楽を与えること。

（８）選挙事務所

選挙事務所は原則として１カ所で、衆議院・参議院・知事の選挙では、選挙管理委員会の交付する標札を掲示する必要があります。また、投票所を設けた場所の入口から３００ｍ以外の区域に設置している場合は、選挙の当日も設置しておくことができます。

Ｑ 選挙運動のために休憩所や連絡所を設けてもいいですか。
Ａ 休憩所その他これに類似する施設は、選挙運動のために設けることはできません。

（９）選挙運動が禁止、制限される者

①選挙事務関係者

選挙長、投票管理者、開票管理者などは、在職中その関係区域内での選挙運動が禁止されます。

不在者投票管理者については、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動を行うことが禁止されています。

②特定公務員

次の職にある者は、在職中一切の選挙運動が禁止されます。

・選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、収税官吏及び徴税吏員など

③公務員、教育者

公務員、教育者は地位を利用した選挙運動が禁止されます。

なお、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等によって、政治的行為が制限されています。

④未成年者

満２０歳未満の者は選挙運動が禁止されます。

Ｑ 未成年者を労務に従事させることは認められますか。
Ａ 未成年者を選挙運動のための労務に従事させることは禁止されていません。

Ｑ 労務とは具体的にどのようなものですか。
Ａ 労務とは、選挙事務所での文書発送や茶湯の接待、物品の運搬等、単純な機械的作業です。

⑤公民権停止中の者

選挙犯罪や政治資金規正法違反により、選挙権を有しない者は、選挙運動が禁止されます。

（１０）禁止される選挙運動

①戸別訪問

何人も選挙運動のために戸別訪問することは、禁止されています。

Q ポスターを貼布の承諾を得るため、各戸を訪問する行為はどうですか。
A 単にポスター貼布の承認を得るのみであれば差し支えないが、その承認を求める具体的方法において投票依頼行為があると認められる場合は、戸別訪問となります。

Q 連続して、訪問先の家に入らないが、門前に呼び出して投票依頼することはどうですか。
A 戸別訪問に該当します。

Q 街頭で行き会った人や、電車の中で出会った人に投票依頼することはどうですか。
A 個々面接と解され、禁止されていません。

②飲食物の提供

何人も選挙運動に関し、いかなる名義であっても飲食物を提供することは、禁止されています。

違反となる事例
・選挙事務所を訪れた人に酒や食事を出すこと。
・陣中見舞いとして、候補者に酒を贈ること。
例外として認められるもの
・湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子
　社会通念により判断する外ないが、お茶うけ程度のもの。
・法令で認められた範囲内で、選挙運動員・労務者に提供される弁当

③署名運動

何人も選挙に関し、投票を得る目的、得させる目的、得させない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは、禁止されています。

④人気投票の公表

何人も選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは、禁止されています。

⑤気勢を張る行為

何人も選挙に関し、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等により気勢を張る行為は、禁止されています。

⑥連呼行為

何人も以下の場合の外、選挙運動のため連呼行為を行うことは禁止されています。

連呼行為が認められる場合

・演説会場及び街頭演説の場所でする場合

・午前８時から午後８時までの間に選挙運動用自動車の上においてする場合

また、国・地方公共団体の所有又は管理する建物（個人演説会等開催時を除く）、一般交通の用に供する施設及び療養施設においては､演説及び連呼行為はできません。学校・病院・療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。

（１１）文書図画による選挙運動

①頒布できるもの

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、パンフレット又は書籍（マニフェスト）に限られ、頒布できるもの、枚数、規格や証紙の貼付等は選挙により異なります。また、インターネット等を利用する方法については（１３）で別途説明します。

・選挙運動用通常葉書

記載内容について、特別の制限はありませんが、他の候補者の選挙運動のために使用することはできません。また、記載内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律により処罰の対象になります。

・選挙運動用ビラ

記載内容については、葉書と同様です。ビラについては、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。頒布方法については、新聞折込み、選挙事務所内における頒布、演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られています。

・パンフレット又は書籍

衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要施策等を記載したパンフレット等を頒布することができます。

Q 記載内容が犯罪を構成する場合とは、具体的にどのようなものですか。
A 例えば、名誉毀損罪、利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、虚偽事項の公表罪などです。

②掲示できるもの

選挙運動のために掲示できる文書図画は、以下のものに限られ、数、大きさ、掲示場所、使用方法等について、制限があります。

・選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
・選挙運動用自動車に取り付けるポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
・候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類
・演説会場において開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
・個人演説会告知用ポスター（衆（小選挙区）、参（選挙区）、知事の選挙に限る。）
・選挙運動用ポスター

選挙運動用ポスターの記載内容についても、特別の制限はありませんが、記載内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律により処罰の対象になります。また、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

違反となる事例
・選挙運動のビラを街頭で配ったり、郵便受けに入れたりすること。
・支持候補者の推薦決定文を載せた組合の機関誌を、組合員以外にも多数配布すること。
・選挙用の葉書、ポスターを回覧板にして回覧すること。

（１２）言論による選挙運動

①個人演説会

各選挙において候補者は、公営施設（学校、公会堂、市町村の選挙管理委員会の指定する施設）については、各１回限り無料で使用できます。また、公営施設以外の施設を使用しても個人演説会を開催できます。個人演説会に回数に制限はありません。

Ｑ 個人演説会には候補者が出席しなくてはなりませんか。
Ａ 候補者が出席せず、他の者だけで演説することもできます。また、録音盤を使用して演説することも可能です。

Ｑ 候補者、候補者届出政党等以外の第三者が二名以上の候補者の合同演説会を開催することはできますか。
Ａ 第三者が演説会を開催することはできません。

②街頭演説

午前８時から午後８時まですることができます。街頭演説を行うためには、その場所にとどまり、選挙管理委員会が交付した標旗を掲げなければなりません。その際の運動員は１５人以内で、選挙管理委員会の交付する腕章を着けなければなりません。

（１３）インターネットを利用した選挙運動

電子メールアドレス等を表示した上で、選挙運動のために使用する文書図画をウェブサイト等を利用する方法により頒布することができます。

Ｑ ウェブサイト等を利用する方法とはどのようなものですか。
Ａ インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものです。具体的には、ホームページ、ブログ、ＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイト等です。

また、電子メールを利用する方法により、選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができるのは、候補者、政党等に限られています。送信先も、あらかじめ送信に同意した者などに限られています。